

## 山形大学歴史・地理・人類学研究会 会則

- 第1条 名称：本会は、山形大学歴史・地理・人類学研究会を称する。
- 第2条 事務局：本会は、事務局を山形大学におく。
- 第3条 目的：本会は、研究成果の公表および会員相互の交流をとおして、歴史学・地理学・文化人類学等の人文諸科学の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 事業：本会は、次の事業をおこなう。
1. 研究会の開催
  2. 雑誌『山形大学歴史・地理・人類学論集』の発行
  3. その他、第3条の目的に沿う事業
- 第5条 会員：本会の会員は、原則として山形大学教員に限り、趣旨に賛同し、第8条に定める会費を納入する者とする。新たに会員になるには、会員一名以上の推薦を必要とし、総会で承認を得る必要がある。
- 第6条 役員：本会に次の役員をおく。
1. 会長1名。本会を代表し、会務を統括する。
  2. 編集委員。雑誌の発行を担当する。
  3. 運営委員。本会の運営、事務作業、研究会の企画や運営を担当する。
- 第7条 役員を選出および任期
1. 会長は総会において選出される。任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
  2. 編集委員は総会において選出される。任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
  3. 運営委員は総会において選出される。任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 第8条 会費と会計年度
1. 会費は総会の定めるところによる。
  2. 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第9条 総会：本会は、毎年1回総会を開催する。総会は次のことをおこなう。
1. 役員を選出。
  2. 役員から提出された案件の審議および決定。
  3. 決算報告の承認。
  4. 会則および投稿規定の変更。
  5. 新規会員の承認。
  6. その他、総会の席上において必要と認められた案件の審議および決定。
- 第10条 会則の改廃：会則の改廃は、総会において出席者の過半数の同意を得ておこなう。

付則：本会則は2024年4月1日に施行する。